

子どもの医療費助成に対する減額調整措置の早期撤廃を求める意見書

現在、少子化対策は喫緊の課題である。そのような状況の中、子育て家庭の経済的負担を軽減することは、少子化対策の重要施策であることから、全ての都道府県で子どもの医療費への補助を実施しており、さらに、市区町村が独自の財源を上乗せして、子どもの医療費の窓口負担の軽減を図っている。泉佐野市においても、通院・入院の医療費助成を中学卒業時まで拡充し、子どもの疾病の早期診断・早期治療を目指し、乳幼児及び児童・生徒の保健の向上と健全な育成を図っているところである。

一方、国はこうした地方自治体による医療費助成（現物給付方式）の取り組みに対して、医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、国民健康保険制度の国庫負担を減額する措置を講じている。住民福祉の増進に努める自治体の努力に対し、国がこのようなペナルティを課すことは本来あってはならないことであり、その撤廃を求める意見が多数上がっている。政府はこの声に応える形で、昨年、この減額調整措置の見直しを決定し、未就学児に対する助成については国庫負担減額が撤廃される方針となった。

子どもに対する医療費助成を国の制度として確立することが求められるが、それが実現するまでの間、就学以降の年齢の子どもについても、助成を実施している自治体への国庫負担減額の措置を早急に撤廃することを求めるものである。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 3 月 24 日

泉佐野市議会